

議会第3号

私立高校への公費助成に関する意見書

政府及び関係行政庁に対し、地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年9月22日

提出者 塩尻市議会社会文教常任委員会
委員長 樋口千代子

私立高校への公費助成に関する意見書

私立高校はそれぞれ独自の建学の精神に基づき、個々の生徒の個性を育み、学習・文化活動、スポーツ、地域への貢献等に大きな成果を上げております。平成26年度には「就学支援金制度」が改正され、さらに令和2年度にはこの制度が大幅に拡充され、年収590万円未満の世帯では実質的に授業料の無償化が実現しました。しかしながら、就学支援金の加算対象ではない年収590万円以上910万円未満の世帯では、学費負担の面で590万円未満の世帯と27万7200円の差があります。このため保護者の多くは公立高校と私立高校では依然として学費の差は大きいと感じています。

多様なカリキュラムを展開する私立高校は、子どもたちに大きな夢と可能性を与えています。その夢を経済的理由で諦めさせることがあってはなりません。

公教育の一翼を担う私学振興のために、さらに一層のご理解ご支援を賜りたく、次の事項について実現されるよう要望するものであります。

- 1 私立高校への就学支援金制度の拡充並びに経常費補助の増額を行うこと。
- 2 私立高校の教育条件改善のために施設、設備費の補助を行うこと。
- 3 私立高校の保護者負担を軽減するため学納金の補助を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

塩 尻 市 議 会